

令和5年8月閉会中 観光スポーツ文教警察委員会質疑要旨

R5.8.7

(教育委員会関係)

1 議題

不登校対策について

2 主な質疑

(1) メタサポキャンパスの利用状況について (菅委員)

【菅委員】

県教育支援センターで取組みを開始したメタサポキャンパスについて、利用生徒の反応はどうか。また、どのような意見が出ているか。

【義務教育課長】

メタサポキャンパスは7月3日に開設し、7月末までに実人数で9名、延べ人数で32名が利用している。生徒からは「リアルで想像よりも面白い」「活動を家族にも話した」という声が聞かれたほか、開設の新聞記事等を見て、保護者からの問合せもあった。また、メタサポキャンパスで活動している生徒の保護者には、専任のスタッフ2名が活動の様子を伝え、安心してもらっていると聞いている。

(2) 校内サポートルーム等の拡充と市町による設置について (永易委員、大西委員)

【永易委員】

今後、校内サポートルームやメタサポキャンパスをどこまで広げるのか。
最終的に全市町に広げる計画はあるのか。

【義務教育課長】

校内サポートルームは令和3年度に3市4校をモデル校としてスタートし、効果が上がり、翌年度には7市8校に広げた。サポートルームの強みは専任の教員がいることであるが、今後、20市町全てに専任教員を配置することは財政的にも定数的にも難しい。このため、国に対して標準法定数の中で配置できるよう制度改正を要望している。

メタサポキャンパスについては、サポートルーム設置校の8校からスタートしたが、既にサポートルームを設置する7市の全中学校に広げており、県教委としては、今後、20市町に広げていきたいと考えている。

【永易委員】

小規模校ほど、教員を配置する余裕がないと聞く。財政面と教員不足の観点から、小規模校へのサポートを強化する必要があると思うが、どうか。

【義務教育課長】

登校ナビゲーターのような人員を各学校に配置できれば良いが、難しい状況である。不登校対策では、未然防止に力を入れ、不登校を生まない魅力あ

る学校づくりも大切であり、県教育委員会では、昨年度末、「『不登校』の未然防止と初期対応の手引き」を作成し、各小中学校に配付した。また、サポートルームが設置されていない学校でも、各学校には別室の支援ルームがあり、学級担任やスクールカウンセラー等が関わり支援しており、関わりにおいても手引きを活用してもらう。さらに、研修の充実に努めることにより、教員のスキルアップを図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携による支援体制の強化を図っているところ。

【大西委員】

令和4年度にサポートルームを利用した生徒のうち、約52%に改善が見られるということは、不登校対策として有用である。小・中学校の設置者は市町であるが、令和3年度に県が試験的に導入し、拡充してきたとの認識でよいか。

【義務教育課長】

令和3年度は、県が主導し3市4校に設置した。令和4年度は、各市町に希望調査を実施し、希望があった7市8校に拡充した。今後、さらなる希望が予想されるが、人的にも財政的にも限りがあり、これ以上の拡充は難しいことから、国に対して、継続的な教員配置が可能となるよう制度改正を要望しているところ。

今治市は、サポートルームの効果を実感して、令和5年度からは、全中学校に市独自で職員を配置して支援を行っている。

【大西委員】

本来は学校の設置者である市町が推進していくことだが、今後も人員を配置し続けるのか。

【義務教育課長】

サポートルームのように、効果のあるものが急になくなると、子どもたちが困ることになるので、そのようなことにならないよう、別の支援の在り方も含めて、今後、検討していく。

【大西委員】

よい成果が出ているので、財政面では大変であるが、国への要望とあわせて、市町にもサポートルームの設置を働き掛けてほしい。（要望）

(3) 家庭との連携について（福羅委員）

【福羅委員】

校内サポートルームの設置により、利用生徒のうち約52%の不登校の生徒の状況が好転しているものの、8.7%の生徒が悪化したと報告されているが、悪化した生徒に対する対応はどうか。

【義務教育課長】

サポートルームに登校できるようになった後、次は教室に行けるようになってほしいが、単純にそうならない場合もある。本来はゆっくり休み、エネルギーを貯めてから動き始めるのが良いが、頑張ってサポートルームに登校

したものの、疲れが出て、また登校できなくなるケースもある。無理をさせず、休むことを認めながら、生徒がエネルギーを貯めて、また動き出そうとする機会を待ち、状況に応じた支援をすることが大切である。

【福羅委員】

不登校の原因として、家庭に問題がある場合もある。不登校児童生徒を支援するに当たって、家庭との連携はどのようにしているのか。

【義務教育課長】

児童生徒への関わりは、まずは学級担任や生徒指導主事等が対応することとなるが、近年、教員だけでは対応できない事例も増えてきており、場合によつては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等教育相談の専門家や、児童相談所、民生委員などと連携し、ケース会議を開いて意見を聞きながら、家庭や生徒への支援を進めている。

3 その他

- ・スクールソーシャルワーカーの配置状況について（永易委員）
- ・高校における不登校生徒の状況について（大西委員）
- ・フリースクールへの支援について（大西委員、井川委員）
- ・不登校の未然防止について（福羅委員）
- ・つながりを持てていない子どもへの対応について（木村委員）